

## 日本照明家協会賞規約

(規約の制定)

第1条 公益社団法人日本照明家協会（以下「協会」という。）は、定款第4条及び第5条第5項に基づき、「日本照明家協会賞」（以下「本賞」という。）を設け、それに関する規約を定める。

(賞)

第2条 本賞は、部門別に日本照明家協会大賞を設ける。

日本照明家協会大賞は、それぞれの部門で最も優秀なものに贈られる。

2. 本賞は、次の部門別にそれぞれの賞を設ける。

(1) 舞台部門 劇場及び類似する空間で上演された芸能及び各種イベントに対する照明デザイン及び関連する照明技術に係る事項を対象とする。

(2) テレビ部門 テレビジョンにおいて放送された作品に対する照明デザイン及び関連する照明技術に係る事項を対象とする。

3. 賞の種類については、それぞれの部門の実施要綱で定める。

(対象期間)

第3条 その年の1月1日より12月31日の間に上演、又はテレビ放送された作品に限るものとする。

(対象資格)

第4条 本賞の選定の対象資格は、それぞれの部門の実施要綱の定めるところによる。

(応募)

第5条 本賞への応募は、それぞれの部門の応募規定に定めるところによる。

(締切)

第6条 本賞の応募の締切は、対象期間の翌年1月31日とする。

(選考方法)

第7条 (1) 本賞の選考は、選考委員会が行う。

(2) 応募されたものは、本賞の部門別の実施要綱に基づいて選考される。

(賞の決定)

第8条 選考委員会で選考されたものを受け、厳正、公平かつ円滑に決定を行うため、本賞に関する審査

委員会を設け選定し、決定する。

(発表)

第9条 本賞の受賞に関する発表は、協会の総会並びに照明家協会雑誌、その他によって本賞の選考及び決定の報告と共に行う。

(賞の取り消し)

第10条 受賞決定後、その該当者において品位を害する重大な行為があった場合、賞を取り消すことがある。

(運営)

第11条 本賞に関する業務の運営は、協会賞運営委員会が行う。

(規約の改廃)

第12条 この規約の改廃は、協会の理事会の承認を得るものとする。

(実施要綱等)

第13条 この規約に定める以外のことは、舞台部門及びテレビ部門の実施要綱、応募規程で別に定めるところとする。

(附則)

この規約は、平成22年12月27日より施行する。

## 日本照明家協会賞・テレビ部門実施要綱

(要綱の制定)

第1条 日本照明家協会賞(以下「本賞」という。)規約代13条に基づき、テレビ部門の実施要綱を定める。

(応募の分類)

第2条 応募の分類は、次の通りとする。

- (1) ドラマ番組
- (2) 音楽番組
- (3) 総合(中継番組、情報番組、教育番組など)
- (4) 技術

(賞の種類)

第3条 大賞は、最優秀作品に贈られる。

- 2. 優秀賞は、ドラマ番組、音楽番組、総合の作品において、その照明技術が特に優れた作品に贈られる。
- 3. 新人賞は、優れた技術を発揮したと認められたもので、今後の活躍が期待できる新人に贈られる。
- 4. 特別賞は、上記の賞に入賞しないもので、優秀な作品に対して贈られる。
- 5. 技術賞は、照明技術の改善・開発に顕著な成果を上げ、放送に貢献した者に贈られる。
- 6. スタッフ賞は、大賞作品の照明スタッフに贈られる。

(選定の対象)

第4条 選定の対象は、以下のものとする。

- (1) 対象期間にテレビ放送された作品。
- (2) ビデオで制作された作品(フィルムカメラで制作され、ビデオに変換されたものを除く。)
- (3) 劇場中継等で舞台照明に属するものを除く。

(申請の手続き)

第5条 申請手続きの詳細は、応募規程に定める。

(審査)

第6条 審査は、一次審査(選考委員会)および二次審査(審査委員会)をもって厳正かつ公正に行う。

- (2) 審査は、それぞれの委員の3分の2以上の出席を必要とする。
- (3) 審査の決定は、原則として総会の1ヶ月前とする。

(委員会)

第7条 本賞を実施する為に以下の委員会を置く。

運営委員会

- (1) 委員会は、本賞に関する業務を統括し、本賞の目的のために業務を促進する。
- (2) 委員会の構成及び員数は、テレビ部会において決定し、協会員より選出する。
- (3) 委員会は、選考委員会の委員を協会員より選出する。
- (4) 委員会は、選考委員会と協議の上、協会員または外部有識者から審査委員を選出し、会長名で委託する。
- (5) 委員会は、委員長を互選で選出する。
- (6) 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。
- (7) 委員長は、賞の決定及びその経過を受け、理事会に報告する。

2. 選考委員会

- (1) 委員会は、一次審査を行い、優秀な作品を審査委員会に提出する。
- (2) 委員会は、大賞以外の賞を決定する。

- (3) 委員会は、委員長を互選で選出する。
- (4) 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。

### 3. 審査委員会

- (1) 委員会は、選考委員会により選考された候補作品について二次審査し、大賞を決定する。
- (2) 委員会は、協会員及び外部有識者で構成する。
- (3) 委員会は、委員長を互選で選出する。
- (4) 委員会の招集は、運営委員会の要請により運営委員長が行う。
- (5) 委員長は、審査内容を運営委員会に報告する。

### 4. 委員会の委員の任期は、定款の定める理事の任期に準じる。

(運営及び審査)

第8条 本要綱に定めること以外に問題が生じた時は、運営委員会と選考委員会が連携し、協議・決定する。

(要綱の細則)

第9条 この要綱の詳細は、細則に定める。

(要綱の改廃)

第10条 この要綱の改廃は、協会賞・テレビ部門運営委員会によって協議し、理事会の承認を得るものとする。

(附則) この要綱は、平成22年12月27日より施行する。

## 日本照明家協会賞・テレビ部門応募規程

(規程の制定)

第1条 日本照明家協会賞（以下「本賞」という。）規約第5条に基づき、本賞のテレビ部門の応募規程を定める。

(応募方法)

第2条 本賞・テレビ部門に応募しようとする者は、協会の定める応募用紙に所定の事項を記入し、参考資料を添付の上、本賞・テレビ部門運営事務局に提出する。

2. 応募に際しては、協会員の推薦を必要とする。
3. 応募作品は、1人1作品とする。（技術は除く。）
4. 作品は、個人応募とする。協会員・非協会員は問わない。ただし、ドラマ番組、音楽番組、総合（中継番組、情報番組、教育番組など）において、連名での応募は、原則として認めない。
5. 選考資料として出品する作品は、ブルーレイディスクまたはDVDに収録し、視聴できる状態で提出する。
6. テレビカメラで撮影されたものであること。（映画不可）  
ただし、テレビカメラ以外の記録媒体から出品があった場合、その都度柔軟に検討する。
7. 3D作品の選考・審査は、2Dで行うため、2Dで応募すること。

(費用)

第3条 資料提出に関する費用は、応募者の負担とする。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、協会賞・テレビ部門運営委員会によって協議し、理事会の承認を得るものとする。

(附則)

この規程は、平成22年12月27日より施行する。

## 文部科学大臣賞審査基準

1. 公益社団法人日本照明家協会賞大賞受賞者について、文部科学大臣賞の授与を文化庁に申請し、文部科学省が交付を決定した場合には、これを授与する。
2. 公益社団法人日本照明家協会賞大賞の審査基準については、それぞれの部門の実施要綱に定める。
3. この基準の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

(附則)

この基準は、平成22年12月27日より施行する。

## 日本照明家協会・テレビ部門実施要綱細則

(細則の制定)

第1条 日本照明家協会・テレビ部門実施要綱第9条に基づき細則を定める。

(賞の種類)

第2条 優秀賞は、大賞のノミネート作品となる。大賞は、ノミネート作品より審査委員会にて選定する。

2. 特別賞に奨励賞と努力賞を設ける。

3. 新人賞は、技術賞を除く受賞歴がないこと。

(賞の本数)

第3条 各賞は、以下の本数を原則とする。

大賞	1本以内
優秀賞	4本以内
新人賞	6本以内
特別賞 奨励賞	4本以内
努力賞	6本以内
技術賞	2本以内

(委員会)

第4条 (1) 運営委員会は、20～30名で構成する。

(2) 選考委員会は、20～30名で構成する。

(3) 審査委員会は、5名で構成する。

2. 運営委員会で事務局(幹事局)を互選する。

3. 選考委員会は、全作品視聴後、大賞のノミネート作品を決定し、その作品について選考委員会のコメントをつけて審査委員会に提出する。

4. 審査委員会には、選考委員が立ち会う。

5. 応募全作品に選考委員会のコメントをつけて返却する。

(細則の改廃)

第5条 細則の改廃は、運営委員会によって協議し、理事会の承認を得るものとする。

(附則)

この細則は、平成22年12月27日より施行する。